

**投票日**

4月21日(日)

**投票できる方**

平成13年4月22日までに生まれ  
た日本国民で、平成31年1月13日  
までに市の住民基本台帳に記録さ  
れ、選挙当日まで引き続き市内に  
住所を有し、市の選挙人名簿に登  
録されている方

**市外へ転出した方の投票**

鶴ヶ島市から転出した方は、投  
票できません。

**市内で転居した方の投票**

3月20日までに転居の届出(市  
内で住所を変更すること)をした  
方は、転居先の投票所で投票でき  
ますが、3月21日以降に転居の届  
出をした方は、転居前の投票所で  
投票します。

**転入した方の投票**

平成31年1月14日以降に転入し  
た方は、投票できません。

**投票所入場整理券は郵送**

投票所入場整理券は告示日(4  
月14日(日))以降、選挙人ごとに郵  
送します。記載内容をよく確認し、  
入場整理券を切り離して投票日に  
投票所へお持ちください。

**投票所入場整理券が  
届かないとき・紛失したとき**

投票所入場整理券が届かないと  
きや紛失したときは、投票日に指  
定の投票所で再交付を受け、投票  
します。再交付の際には、本人確  
認ができる書類(運転免許証など)  
を持参し、受付に申し出てください  
い。

**選挙公報**

各候補者の考えや経歴などを掲  
載した選挙公報を投票日の2日前  
(4月19日(金))までに新聞折込みで  
お届けします。

また、選挙公報は、市役所や市  
民センターなどにも用意しますの  
で、新聞を購読していない世帯や  
折り込み漏れなどで選挙公報が届  
かない場合は、これらの施設でお  
取りいただくか、市選挙管理委員  
会へ連絡してください。なお、準  
備が整い次第、市ホームページに  
も掲載します。

**開票**

**日時**

4月21日(日)20時45分～

**場所** 鶴ヶ島中学校体育館

※ 参観人は人数制限があります

**期日前投票**

投票は、選挙の当日、投票所で

投票するのが原則ですが、仕事や  
旅行などの事情により投票日に投  
票所へ行けない方や、病気、出産  
などで入院予定の方は、投票日前  
に期日前投票ができます。

**期間** 4月15日(月)～4月20日(土)

**時間** 8時30分～20時

**場所** 市役所1階102会議室  
**持ち物**

①投票所入場整理券(届かない場  
合はなくても可。この場合は、運  
転免許証など本人確認ができる書  
類をお持ちください)

②期日前投票の事由に該当する旨  
の宣誓書(投票所入場整理券に印  
刷されている様式に必要事項を記  
入してお持ちください。投票所入  
場整理券が届かない場合は、期日  
前投票所にも用意しています)

**立候補の届出日**

立候補の届出日は4月14日(日)で  
す。この日に立候補者が定数(18  
人)を超えない場合は、無投票と  
なります。無投票となった場合は、  
市ホームページなどでお知らせし  
ます。



**投・開票速報サービス**

市ホームページ <https://www.city.tsurugashima.lg.jp/page/page005969.html> (投・開票速報のページ)

テレホンサービス ☎ 271・6015 ※23時まで

投票速報 4月21日(日)9時30分～

開票速報 4月21日(日)22時～

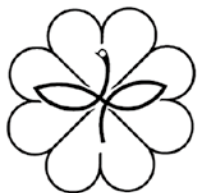


## 新しい民生委員・児童委員を紹介します

問合先 福祉政策課福祉政策・地域福祉担当

4月1日付けで厚生労働大臣から委嘱を受けた新しい民生委員・児童委員を紹介します。

**民生委員・児童委員とは**  
地域福祉の推進役として活動する無報酬のボランティアで、担当区域の見守りや、地域住民の方が抱える問題についての身近な「相談相手」となり、その内容に応じて適切な支援が受けられるよう、行政や専門機関へつなぐ「パイプ役」として活動しています。



民生委員・児童委員のマーク

- 主な担当区域・氏名**
- ・第二グリーンハイツ 渡辺 秀長さん
  - ・星和若葉台 見目 豊子さん

## 人権擁護委員を紹介します

問合先 総務人権推進課人権推進担当

**人権擁護委員とは**  
人権とは、人間が人間らしく生きていく権利で、全ての人が生まれながらにして持っている権利です。

人権擁護委員は、地域の皆さんが人権について関心を持ち、その理解を深めてもらうために様々な啓発活動を行っています。

また、あらゆる人びとの人権を守るため、毎日の暮らしの中で起こる人権に関する問題（いじめ、虐待、差別問題

- など）に対し、法務局や市役所などで人権相談を行っています。相談は無料で、秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。
- 市には、法務大臣から委嘱された人権擁護委員が5人います。
- 山中 伊久枝さん
  - 内田 広行さん
  - 関口 博行さん
  - 根岸 芳子さん
  - 新井 義忠さん

<p><b>第7投票所</b> 長久保小学校</p>	<p><b>第1投票所</b> 鶴ヶ島第一小学校</p>
<p><b>第8投票所</b> 藤小学校</p>	<p><b>第2投票所</b> 西市民センター</p>
<p><b>第9投票所</b> 富士見市民センター</p>	<p><b>第3投票所</b> 大橋市民センター</p>
<p><b>第10投票所</b> 南小学校</p>	<p><b>第4投票所</b> 東市民センター</p>
<p><b>第11投票所</b> 富士見中学校</p>	<p><b>第5投票所</b> 南市民センター</p>
<p><b>第12投票所</b> 藤中学校</p>	<p><b>第6投票所</b> 鶴ヶ島海洋センター</p>

## 国民健康保険税の税率などを改正します

問合先 保険年金課国民健康保険担当

### 国民健康保険税の税率などの改正表

#### 【医療分】

	改正前	改正後	比較
所得割	7.4%	7.4%	変更なし
均等割	1万7000円	1万7000円	変更なし
賦課限度額	54万円	58万円	<b>+4万円</b>

※賦課限度額は、平成30年3月に改正された地方税法施行令に基づく改正です

#### 【後期分】

	改正前	改正後	比較
所得割	1.5%	1.6%	<b>+0.1%</b>
均等割	1万円	1万円	変更なし
賦課限度額	19万円	19万円	変更なし

#### 【介護分】

	改正前	改正後	比較
所得割	0.9%	1.2%	<b>+0.3%</b>
均等割	9000円	1万円	<b>+1000円</b>
賦課限度額	16万円	16万円	変更なし

国保は、加入者が病気やけがをしたときに、経済的負担を抑え、安心して医療を受けられる制度です。市の国民健康保険の加入者数は社会保険の適用拡大などにより減少しており、国民健康保険税の収も減少している一方、一人当たりの医療費は、高額な医薬品の開発などの影響もあり、増加傾向となっています。今後も安定した国民健康保険を継続するため、国民健康保険税の税率などを改正しました。

今回の税率改正は、埼玉県と市町村の共同運営による国民健康保険の広域化により、県が定めた国民健康保険運営方針や県が市町村ごとの医療費水準や所得水準を考慮して算定する標準税率などを参考にいたしました。

なお、今回の税率改正に伴い、急激な国民健康保険税の負担増とならないよう、国民健康保険財政調整基金を取り崩し、国保運営を行います。また、平成31年度の国民健康保険税納税通知書は7月上旬に発送します。

## 国民年金保険料の前納について

問合先 保険年金課国民年金担当

平成31年4月からの国民年金保険料は、月額1万6410円です。

国民年金保険料をまとめて前払い(2年前納)すると、割引が適用されお得です。

※口座振替、クレジットカードによる平成31年4月からの前納は、2月末日で受付を終了しました

現金(納付書)による2年前納をご希望される方は年金事務所にお申し出ください。申請書をお送りします。

また、日本年金機構のホームページにも申請書を掲載しています。

### 税率改正に伴うケース別試算および現行税率との比較表

40歳代夫婦・10代子ども2人の4人家族、収入：夫給与収入400万円

	改正前	改正後	差額
医療分	24万400円	24万400円	変更なし
後期分	7万4900円	7万7200円	<b>2300円増</b>
介護分	3万8900円	4万7900円	<b>9000円増</b>
合計	35万4200円	36万5500円	<b>1万1300円増</b>

65歳以上夫婦の2人家族、収入：夫年金収入300万円・妻年金収入60万円

	改正前	改正後	差額
医療分	14万2700円	14万2700円	変更なし
後期分	4万2000円	4万3500円	<b>1500円増</b>
介護分	0円	0円	変更なし
合計	18万4700円	18万6200円	<b>1500円増</b>

65歳以上単身者、収入：年金収入200万円

	改正前	改正後	差額
医療分	5万1700円	5万1700円	変更なし
後期分	1万7000円	1万7500円	<b>500円増</b>
介護分	0円	0円	変更なし
合計	6万8700円	6万9200円	<b>500円増</b>



申請の詳細はこちら

## 産前産後期間の国民年金保険料免除制度が始まります

問合せ先 保険年金課国民年金担当

平成31年4月から国民年金第1号被保険者が出産した際には、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除される制度が始まります。

産前産後期間として認められた期間は、保険料を納めた期間として扱われるため将来の金額に反映されません。

産前産後期間は保険料が免除されますが、付加保険(400円)は納付することができます。

また、すでに保険料を前納された場合、産前産後期間の保険料は還付となります。

※ 出産とは、妊娠85日(4か月)以上の出産をいいます(死産、流産、早産された方を含みます)

**対象**  
国民年金第1号被保険者で  
出産日が平成31年2月1日以  
降の方

### 免除期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間  
(例) 出産予定日または出産日が5月の場合、4月から7月まで



多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間  
(例) 出産予定日または出産日が6月の場合、4月(※)から8月まで

※ 平成31年3月分の保険料は施行日前のため対象となりません

### 申請窓口

保険年金課

出産予定日の6か月前から申請可能です。

出産前に届書を提出する場合には、母子健康手帳などをお持ちください。

また、出産後に届書を提出する場合には母子健康手帳などは原則不要です。

ただし、被保険者と子が別世帯の場合には、出産日などを明らかにする書類が必要です。

## 「学生納付特例制度」の申請はお済みですか？

問合せ先 保険年金課国民年金担当

20歳以上であれば、学生であっても国民年金に加入し、保険料を納めることになりま  
す。しかし、経済的に保険料を納めることが難しい場合には、保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」がご利用いただけます。

この制度を申請して承認を受けた期間は、年金を受け取るための資格期間に算入され  
ます。また、猶予された期間の保険料は、10年以内であれば古い期間から順に納めることが  
できます(追納)。納めた保険料は、将来受け取る年金額に反映されま  
す。ただし、承認を受けた年度の翌年度から起算して、3年度目以降は、  
当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされま  
すので、お早めの追納をお勧め  
します。

**対象**  
大学、大学院、短期大学、  
高等学校、高等専門学校、専  
修学校、各種学校(学校教育  
に申請してください)。

**申請できる期間**  
原則として申請日に関わらず、4月から平成32年3月までの期間を、対象として審査  
します。

法で規定されている修業年限が1年以上の課程)に在学する生徒・学生で、前年の所得が一定額以下の方  
**申請できる期間**  
原則として申請日に関わらず、4月から平成32年3月までの期間を、対象として審査  
します。

※ ただし申請時点から2年1か月前までの期間についても、さかのぼって申請することができます

### 申請に必要なもの

- ① 年金手帳
- ② 申請年度に有効な学生証(両面コピー可)または在学証明書
- ③ 印鑑(本人が署名する場合は不要)
- ④ 代理の方が手続きするとき

※ 日本年金機構からはがき形式の申請書が届いた方は、必要事項を記入し返送すれば、市役所での手続きは必要ありません

### 申請窓口

保険年金課

## 住宅の耐震診断・改修に補助金交付

問合せ先 都市計画課開発建築担当

**対象**  
①昭和56年5月31日以前に着工された木造2階建て以下の戸建住宅または兼用住宅  
②耐震改修は、耐震診断による安全性評価が1.0未満の建築物  
**補助金額**(予算の範囲内)  
**耐震診断**  
費用の1/2で上限5万円

**耐震改修**  
費用の23/100で上限20万円  
**その他**  
補助金の交付には、その他の条件がありますので、必ず耐震診断・耐震改修の実施前にお問い合わせてください。すでに着手された方は補助の対象になりません。

## 国民健康保険の加入・喪失の届出はお早めに

問合せ先 保険年金課国民健康保険担当

国保に加入するとき、国保をやめるときは、14日以内に届出をお願いします。  
近年、医療保険の加入手続きをしていない「無保険者」が増加していると言われています。病気やけがに備えるためにも国保の加入手続きを必ず行ってください。

### 加入の届出

国保の資格取得日は他の保険の資格を喪失した日です。届出が遅れると国保税もさかのぼって納付することになります。

### 届出に必要なもの

①職場の健康保険を喪失した証明書②運転免許証、旅券など(官公署が発行した顔写真

付きの証明書)③個人番号カードまたは通知カード(個人番号が確認できるもの)国保加入者全員分

### 喪失の届出

国保の資格喪失日は他の保険に加入した日です。届出がされないと国保税が課税されまます。また、他の保険に加入した後、国保の保険証で受診した場合、国保で負担した医療費を返還していただくこととなります。

### 届出に必要なもの

①国保の保険証など交付書類②職場の保険証③個人番号カードまたは通知カード(個人番号が確認できるもの)※①③ともに国保加入者全員分

## 障害者手当などが改定されました

問合せ先 障害者福祉課障害者福祉担当

市では、次のような手当の支給を行っています。①、②、③の手当の申請については、専用の診断書の提出が必要です。なお、4月より手当額が改定されました。

### ①特別障害者手当

**対象** 20歳以上で、身体または精神の重度の障害により、日常生活で常時特別の介護が必要な状態にある方。ただし、施設に入所中の方、3か月以上継続して病院または診療所に入院している方は、受けられません。

**手当額** 月額2万7200円

※ 所得制限があります

### ②障害児福祉手当

**対象** 20歳未満で身体障害者手帳1級、2級の一部、療育手帳(A)を持っている方。ただし、施設に入所中の方は、受けられません。

**手当額** 月額1万4790円

※ 所得制限があります

### ③特別児童扶養手当

**対象** 20歳未満で障害の程度がおおむね身体障害者手帳1級3級、4級の一部、療育手帳(A)、A、B、精神障害者保健福祉手帳1・2級の一部の障害児の養育者。ただし、障

害児が施設入所中の方は、受けられません。

### 手当額

重度(手当1級)、月5万2200円  
中度(手当2級)、月3万4770円

※ 所得制限があります

### ④在宅重度心身障害者手当

**対象者** 65歳未満(現在受給中の方は65歳以上も含む)で身体障害者手帳が1・2級、療育手帳(A)・Aおよび精神障害者保健福祉手帳1級の方(特別障害者手当、障害児福祉手当および経過措置による

福祉手当の受給者および特別養護老人ホームなどの施設入所者は除きます)

**手当額** 月額5000円

※ 市県民税が課せられている方は、その年の8月分から翌年の7月分まで、手当が支給停止となります。



## 埼玉司法書士会および埼玉県行政書士会と災害時協定を締結しました

問合せ 安心安全推進課防災担当

1月29日、鶴ヶ島市と埼玉司法書士会は、大地震などの災害発生時に被災者相談の充実を図るため、「災害時における被災者等相談の実施に関する協定」を締結しました。

この協定により、大地震などが発生した場合の被災者相談窓口開設時において、不動産登記および商業・法人登記に関する内容をはじめとする司法書士による専門的な市民相談が可能となります。

1月30日、鶴ヶ島市と埼玉県行政書士会は、大地震などの災害発生時に被災者相談の充実を図るため、「災害時における被災者等支援の実施に関する協定」を締結しました。

この協定により、大地震などが発生した場合の被災者相談窓口開設時において、り災証明書申請書類に関する内容をはじめとする行政書士による専門的な市民相談が可能となります。



## 市の組織が変わります

問合せ 政策推進課政策担当

平成31年4月1日から次のとおり市の組織が変わります。

**農大跡地周辺まちづくり特命担当の名称を変更します**

農業大学校移転後の跡地は、農業大学校用地としての役割を終え、産業をけん引する新たな拠点として生まれ変わります。今後は農大跡地の

## 「空き家」のご相談・困りごと

問合せ 都市計画課開発建築担当

市内では「空き家」が増え続けています。空き家となつてからの管理が行き届かないと、雑草や庭木の繁茂により、近隣に迷惑がかかる場合があります。空き家周辺にお住まいの皆さんに配慮し、適正に管理することが必要です。空き家(予定含む)に関するお問い合わせ、どのような相談でも受け付けていますので、ご連絡ください。

**見回り・雑草の除草・樹木の伐採などで困ったときは・**

市では、空き家の適正な管理の促進のために、空き家の管理について(公社)鶴ヶ島市シルバー人材センターと協定を締結しています。ぜひご利用ください。

みならず、圏央鶴ヶ島インターチェンジ周辺整備を含めた、一体的なまちづくりを推進するため、農大跡地周辺まちづくり特命担当の名称を変更し「圏央鶴ヶ島インターチェンジ周辺整備担当」とします。

**問合せ**

(公社)鶴ヶ島市シルバー人材センター(脚折1562121 ☎285・8172)

**空き家を売りたい・貸したい・**

市では、空き家の利活用の促進のために、空き家バンクに関する協定を、(公社)埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部と締結しています。

空き家バンクとは、空き家の売却・賃貸を希望する方から申し込みを受けた情報を、空き家の購入・賃貸を希望する方に紹介する制度です。

まずは、都市計画課開発建築担当まで



## 公務員の方の児童手当のご案内

問合せ先 こども支援課子育て支援担当

平成31年4月1日付けで公務員になった方、公務員を退職される方、独立行政法人に出向される方は、それぞれ手続きが必要になります。必ず4月26日(金)までに手続きを行ってください。手続きが遅れ、過払いになった場合は、返還していただく必要があります。

**手続きに必要なもの**  
市での手続き

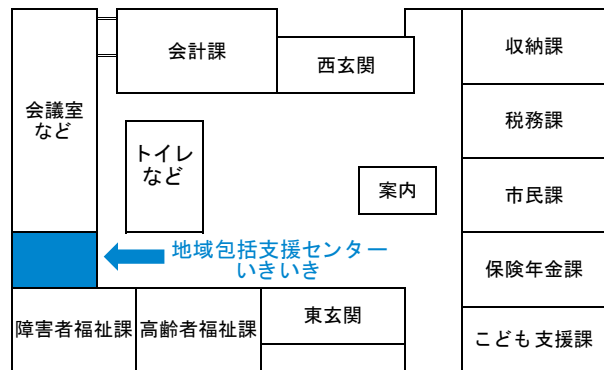
- 1 認定請求手続き  
印鑑、受給者本人の健康保険証、受給者名義の口座(銀行名・支店名・口座番号)が分かるもの、マイナンバーが分かるもの(個人番号カード、通知カードなど)
- 2 消滅手続き  
持ち物はありません。  
**勤務先での手続き**  
各勤務先でご確認ください。

## 地域包括支援センターの場所が変わります

問合せ先 高齢者福祉課地域包括ケア推進担当

4月1日から、市役所内にある「地域包括支援センターいきいき」の運営を(一社)坂戸鶴ヶ島医師会に委託し、事務局が次の場所に変更になります。  
高齢者に関するご相談は「地域包括支援センターいきいき」事務局までお越しください。  
なお、担当する日常生活圏に変更はありません。

### 市役所1階



## 監査委員は市の事務をチェックします

問合せ先 監査委員事務局

### 平成31年度監査実施予定

種類	事務の内容	予定
例月出納検査	会計管理者の行う出納事務が適正に行われているか、検査を実施します	毎月
定例監査	各課の財務会計事務を中心として、その執行が適正に行われているかを監査します	10~2月
工事監査	定例監査の一環として、請負契約の金額が原則1000万円以上となる工事の中から監査を実施します	随時
補助団体などに対する監査	市が財政的援助を行っている団体または市の施設の管理運営を委託している指定管理者に対し、補助金や委託金が適正に使用されているかなどを監査します	10・11月
決算審査	一般会計および特別会計(国民健康保険特別会計など)の歳入歳出決算について、審査します	7月
基金運用状況審査	決算審査に併せ、定額の資金を運用する基金について、その運用状況を審査します	7月
財政健全化審査	「財政健全化法」に基づく健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率および将来負担比率)およびその資料が適正に算定されているかを審査します	8月

監査制度の目的は、市の財務会計事務や事務事業の執行が、公正で合理的かつ効率的に実施されているかを監査、検査および審査することにより、行財政運営の健全性と透明性を確保し、市民福祉の増進と市政への信頼確保に努めることにあります。

監査委員は、地方自治法の規定に基づく必置機関で、その法定数は原則2人と定められています。  
監査の種類は、実施計画を定めて行う監査と市民の請求、議会や市長の要求などにより行う監査があります。  
※ 監査結果は、随時、市ホームページへ掲載します